

## 令和3年6月定例会議会 議案説明（その2）

議案第15号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第4号） から  
議案第18号 四日市市戸籍関係等手数料条例の一部改正について まで

ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

議案第15号は、本市一般会計補正予算第4号案であります。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、児童一人につき5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を給付するための事業費及び事務費を計上するとともに、緊急小口資金等の特例貸付が限度額に達したことなどにより、これ以上の貸付が利用できない生活困窮世帯に対して、最大10万円を3か月給付するための事業費及び事務費を計上しようとするものです。

歳入歳出予算につきましては、3億5,343万円の増額で、補正後の予算額は、1,244億3,466万5千円となります。

以上、歳出につきまして概要をご説明申し上げましたが、歳入につきましては、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を計上することで、収支の均衡を図りました。

議案第16号から議案第18号までは、いずれも条例の一部改正議案でありまして、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、関係する法律の一つとして、いわゆる番号法が改正されることに伴い、個人情報保護条例、個人番号の利用等に関する条例、戸籍関係等手数料条例の3条例につきまして、それぞれ関係する規定を整備しようとするものであります。

以上が各議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。